

関税法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 改正関税法第7条の8第1項に規定する、税関長が特例輸入者等に対して命ずることができる担保の金額について、算定根拠の明確化を行うこととする。(施行規則第1条の7の2の新設)
- 2 この省令は、令和6年10月1日から施行することとする。